

報告第10号

市長の専決処分事項の報告について

和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成27年9月7日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第12号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

平成27年7月7日

大田原市長 津久井 富雄

和解について

平成27年4月23日、大田原市南金丸1511番地1地先、国道461号交差点で発生した公用車と一般車両の損傷事故について、次のとおり和解する。

記

1 和解の内容

- (1) 相手方は、大田原市に対し損害賠償額152,002円を支払う。
- (2) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額は支払わない。
- (3) 各当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前2項に定める以外の請求はしない。

2 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○